

岩見沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、水道の整備及び管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることを受け、所要の規定の整理を行う。

第 2 改正の内容

- (1) 市長又は指定給水装置工事事業者以外の者でも施行できる給水装置の軽微な変更について定めている省令の表記を「厚生労働省令」から「国土交通省令」に改める。（第 1 4 条関係）
- (2) 水道技術管理者の資格要件となる講習の登録を行う大臣の表記を「厚生労働大臣」から「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。（第 3 4 条関係）

第 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

岩見沢市条例第 1 2 号

岩見沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例

岩見沢市水道事業給水条例（昭和 3 1 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 3 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の岩見沢市水道事業給水条例第 3 4 条第 1 項第 6 号に規定する資格を有する者は、この条例による改正後の岩見沢市水道事業給水条例第 3 4 条第 1 項第 6 号に規定する資格を有する者とみなす。